

令和3年度 東通村観光イベント等新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

制定 令和3年 6月14日

第1章 ガイドライン作成の基本的な考え方

ガイドライン制作に当たっては、国と青森県の方針に沿ってするものとし、青森県の『青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン～祭り等の「リ・ブランディング」に向けて～』は、「イベント開催制限の考え方について(令和2年2月26日付青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部)」、「基礎的対処方針に基づく、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年2月26日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知)」を参考に制作し、令和3年3月に公表。これは定期的に見直すとし、現在6/4改訂されている。そのため改訂の都度当村ガイドラインも準ずるものとし、ます。

地域コミュニティの基盤でもあるイベント等の再生に向け、迎える人、訪れる人のそれぞれが感染防止対策に意を用いた安全、安心なイベント等の開催・運営方法の参考として活用していきます。

- 1、観光イベント等の主管課等に対しては、ガイドラインを参考に検討・協議し、対策本部会議へ報告すること。
- 2、当村内における観光イベント等とは以下であり、その開催形態は県ガイドラインで設定するところに準じ、以下の扱いとする。
 - ・ひがしどおり来さまいフェスタ 「参加観覧型」
 - ・東通村牧場まつり 「地域コミュニティ型」
 - ・東通村産業まつり・健康まつり 「地域コミュニティ型」
 - ・ひがしどおりそば街道まつり 「地域コミュニティ型」
 - ・ひがしどおり新緑そば街道まつり 「地域コミュニティ型」
 - ・北限海峡恋花火(主催東通★東風塾) 「地域コミュニティ型」
 - ・その他村主催(防災訓練、郷土芸能発表会等) **別紙参照**

3、感染防止対策対象者

運営者、団体参加者、個人参加者、観覧者、飲食提供者で、それぞれ感染防止対策チェックリストにより徹底して感染防止対策を行うこと。

4、感染防止対策レベルの設定 (重要度に応じ、次の3つのレベルを設定)

「遵守」必ず実行すべき事項

「努力」可能な範囲で最大限に実行すべき事項

「任意」必要に応じて実行すべき事項

第2章 感染状況と開催の判断基準

1、感染状況と開催の判断基準

県ガイドラインでは、感染状況について「平常時」をゼロとしたうえで、5段階のレベルを設定しています。レベルごとの観光イベント等の判断基準の目安は、次の表のとおり整理していますが、当村においては、さらに、むつ保健所管内の感染状況・むつ総合病院の病床逼迫状況とスクールバスの運行に影響を及ぼす状況かも勘案することとします。具体の検討・実施に当たっては、当事者の意見を踏まえるとともに、東通村新型コロナウイルス感染症対策本部と協議してください。

また、イベントの開催や中止の判断は、青森県の「イベント開催制限の考え方について」が基準となりますので、参加者が千人を超えるようなものについては、あらかじめ事前に御相談下さい。

LV	感 染 状 況		むつ保健所管内 の感染状況 (値近1週間の1日 当たり平均人数)	むつ総合病院 病床逼迫状況	判断基準 の 目 安	収 容 率 (定員設定の場合)
	県外	県内				
5	まん延防止等重点措置 (青森県内) 又は、緊急 事態措置(青森県)		1.0人以上	40.0%以上	中 止	
4	感染が継続 的に拡大	複数圏域で クラスター発生				
3	感染拡大	感染拡大 傾向				
2		感染発生は 限定的	0.9人以下	39.9%以下	可能	収容定員の 50%以内 1万人以下 は50%+α
1	感染発生	感染未発生				
0	平常時					100% とする

イベント開催の判断基準時期

判断基準時期については、イベント実施において要する時間的拘束を妨げない範囲で設定するものとしてください。以下の表に記した時期は目安として捉えて下さい。

イベント名	判断基準時期
ひがしどおり来さまいフェスタ	2か月以上前
東通村牧場まつり	1か月以上前
東通村産業まつり・健康まつり	1か月以上前
ひがしどおりそば街道まつり	1か月以上前
北限海峡恋花火	2か月以上前
その他村主催 (防災訓練、郷土芸能発表会等)	2か月以上前

2、イベントを中止した場合の対応について

- 主催者は、イベントの開催を中止した経緯等について、関係者、地域住民等に対し公表します。（村ホームページ、村IP告知端末、村広報誌、プレス投込み等）
- イベントを中止しても、観覧・宴会等のため会場に人が集まることが予想される場合は、主催者・自治体・会場管理者等で協議の上、スタッフを配置、立ち入り禁止区域などの看板を設置して、不特定多数の人が集まらないよう配慮します。
- イベントの中止に伴う、損害が生じた場合は、契約行為の違約等については契約約款に従い履行します。ただし、村が依頼した生産者等の出店の対応については個別に協議するものとし、露天商等外部の出店者については、自己責任とします。

【補足説明】

青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部による「イベント開催制限の考え方について」と県ガイドラインの整合性について

青森県の方針では、大声での歓声・声援等の有無で収容定員、収容率・人数上限等、留意事項等が分類されて記載されています。祭り等は基本的に野外で行われ、さらに慣習的に定員設定がないので、祭り等の類型と対比すると次の表のとおりとなります。

大声での歓声等	祭り等の類型	収容定員	収容率・人数上限等
あり	・参加観覧型	定員 設定 なし	十分な間隔を確保 (1m程度)
なし	・地域コミュニティ型		適切な間隔を確保 (最低限、人と人が接触しない程度)

- ※1 「全国的・広域的なお祭り・野外フェス等」のうち、①全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの、②参加者の把握が困難なもの、③十分な間隔（1m）の維持が困難なものに該当するものは、中止を含めて慎重に検討して下さい。
- 2 上記1の①～③までのいずれかに該当する「参加観覧型」「入場観覧型」、②又は③に該当する「地域コミュニティ型」についても、同様の検討が必要です。
- 3 地域の行事や地域で開催される盆踊り等、参加者の大半が把握できるものについては、特に人数制限はありません。

第3章 基本的な感染防止対策

1、三密対策

【マスク着用（密接対策）】

- 自分でも気づかない間に感染させている場合があるため、基本的にマスクを装着した状態で、祭り等に参加します。

- 特別な理由がなく、マスク着用を拒否する場合には、祭り等の安全性を保つために、入場を拒否または退場させることができます。
- 演舞などの関係でマスクを着用しない場合には、運営と協議して最大限感染防止対策に注意を払いながら、より大きな社会的距離を保つことで、マスクなしで演舞を行うことができます。
- こどものマスク着用については、2歳未満では窒息の可能性があるので着用をさせないで下さい。また、5歳以下のマスク着用は、必ずしも適切に着用できるとは限らないため、必須として求められるものではありません。

<参考：マスクの飛沫防止力等について>

飛沫の防止力は、「不織布> 布> ウレタン」の順です。ただし、布マスク、ウレタンマスクも、非着用と比べると格段に防止力が高まるため、これらの選択を妨げるものではありません。

二重にマスクを着用する場合は、不織布のマスクと顔の間に隙間が無くなるように着けた上に、布マスクが不織布マスクの縁を覆うように着用することを推奨されています。

一方、マウスシールドのみ、または、フェイスシールドのみでは、マスクの代用にはなりません。

一時的にマスクを外す場合は、内側を合わせるように折り畳んで袋等に収納することが推奨されますが、袋の素材は問いません。

2、重点的な感染防止対策

【大声での歓声】

- 新型コロナウイルス感染症は唾液飛沫により伝播することが多く、発声が大きくなりリスクとなります。
- マスクを着用した上での会話は可能ですが、祭り等では大声での歓声は自粛するように周知する必要があります。
- 演者である団体参加者や個人参加者は、しっかりと管理された条件下では、祭り等や演技に関連する掛け声をかけることは可能ですが、観覧者と2m以上の十分な距離を保つ必要があります。
- 指定した条件以外で大声を出す者に対しては、運営者が個別に注意を行います。

【飲食を伴う場面】

- 飲食は、唾液分泌が促された状態でマスクを外す状況となり、唾液飛沫が拡散するリスクが非常に高くなります。
- 「食べ歩き」は禁止とし、指定エリアのみで飲食ができる会場管理とします。
- 飲食会場は混雑が予想されるので、十分なスペースを設定し、常時換気を行うか、野外とします。

- 飲食会場では観覧者が自分で消毒できるように手指消毒に加えて、テーブルなどを消毒できるものを設置します。
- 飛沫が付着したゴミがスムーズかつ安全に廃棄できるように飲食会場には十分なゴミ箱を設置します。

【飲酒を伴う場面】

- 飲酒は、感染リスクが高い「5つの場面（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」ため禁止とします。
- 祭り等に関する会食や打ち上げは、自粛するように徹底します。

【参加者の自由行動】

- コロナと共存する時代においては、参加者を管理することが必須であり、入口による健康確認、濃厚接触が発生した場合の連絡先取得、混雑を防ぐための自由行動の制限及び誘導を行う必要があります。
- 連絡先などの管理が難しい状況では、接触確認アプリであるCOCOAのインストールでも代用することができます。
- 公共交通機関に影響を与える場合は、運行事業者と事前に協議して統一した感染防止対策を行います。
- ★ 会場における感染管理に関しては、事前にホームページなどで周知して、従わない観覧者に入場を拒否できます。また、イベント開催中においても従わない入場者を確認した場合はイベント自体の中止をすることができます。

3、感染防止対策チェックリスト（共通事項）

区分	感染防止対策レベル	具体的な感染防止対策の内容
健康管理	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康管理のため回収した個人情報は厳重に管理して、祭り等の開催から28日後を目安に個人情報が特定できない形（シュレッダーなど）で丁寧に破棄します。
マスク着用	任意	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な理由なくマスク着用を拒否する場合には、運営者の判断で入場拒否や退場させることができます（上記の健康管理の遵守項目を参照）。 ● 演舞時や暑い場所などでは、運営者と協議して最大限感染防止対策に注意を払いながら、観覧者と2m以上の距離を開けて、マスクなしで演舞を行うことができます。
飲食	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 酒類の提供については禁止します。 ● 露店での飲食の提供に当たっては、場所や運営方法などに関して運営者としっかりと事前に情報共有し、統一した対策を行います。 ● 飲食提供者は保健所から営業許可を受けており、かつ運営者が指定する感染防止対策を守れると判断した者とします。 ● 飲食提供者はマスクを装着し、接触頻度が多い場合はマスクとフェイスシールドを併用します。

	努力	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食場所では、仕切りの設置や掲示などでグループ間の距離の確保、マスクを外しての会話は控える等の対策を周知します。
運営者	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営者の中から、感染防止対策を担当する者を1人選定します。 ● 祭り等の開催企画と感染防止対策を、各自治体のイベントを管轄する部署に事前に提出して、感染防止対策に関して中止判断の目安を含めて事前に調整します（県「イベント制限の考え方について」より）。 ● 運営関係者は、接触確認アプリをインストールします。 ● 運営関係で参加者と接触が多い人は、マスクに加えてフェイスシールドを着用して、毎回の手指消毒を徹底します。 ● 祭り等の開催中は、手指衛生や社会的距離、マスク着用に関して放送や掲示、誘導員などにより周知します。
	努力	<ul style="list-style-type: none"> ● 接触確認アプリをインストールできない場合は、名前と連絡先を運営者が管理して、連絡が取れるようにします。

第4章 類型別の感染防止対策

1、「人・場所」別の感染防止対策チェックリスト参加観覧型編

「人」（団体参加者）

感染防止対策レベル	具体的な感染防止対策の内容	
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体参加者の中から、感染防止対策を担当する者を1人選定して、運営と練習や演舞に関する感染防止対策を協議します。 ● 団体参加者は、接触確認アプリをインストールします。 	
努力	<ul style="list-style-type: none"> ● 接触確認アプリをインストールできない場合は、名前と連絡先を団体代表者が管理して、連絡が取れるようにします。 	

「場所」

区分	感染防止対策レベル	具体的な感染防止対策の内容
会場	努力	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者の待機場や観覧席などの指定した区域では、参加者や観覧者が入場できる入口を設定して、リストバンドなどをして入場を管理します。
人数	遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 収容率が計算できない場所では、社会的距離が保持できる人数を管理区域での入場の上限とします。

第5章 健康管理・情報管理

1、情報管理

- 観覧者については、代表者から氏名及び連絡先（携帯番号など）の情報を提供してもらうことを推奨しますが、接触確認アプリがインストールされていることを確認できた場合には、それで代替可能です。
- 健康情報と個人情報とは、運営者が責任を持って管理し、保健所からの要請があった場合には速やかに情報を共有して、保健所の指示に従います。なお、健康管理のため回収した個人情報は厳重に管理し、祭り等の開催から28日後を目安に、個人情報が特定できない形（シュレッダーなど）で破棄します。
- 祭り等が終了した後に、感染が確認されることもあるため、終了後の2週間までは連絡体制を維持します。（例 参加者が自身の感染が確認された場合、参加者が特定できるメール等の連絡方法により、運営者に連絡するようあらかじめ周知を図るなど）。